

墨田区産婦健康診査・1か月児健康診査 受診費用助成(償還払い)についてのお知らせ

令和8年4月から9月に
産婦健診・1か月児健診を受診する予定の方へ

墨田区に住所がある方は、令和8年10月1日以降に都内医療機関等で産婦健康診査・1か月児健康診査を受診する場合、都内共通の受診票を使用することにより、一部公費負担で受診できるようになります。これに先立って、墨田区では、令和8年4月1日から9月30日の間に自費で受診した産婦健康診査・1か月児健康診査についても、費用の一部を助成します(都外受診分も対象です。)。以下に、現時点での助成事業の内容をお知らせします。

1 助成対象者

次の項目のすべてに該当する方が対象です。

- (1) 産婦健康診査・1か月児健康診査の受診日に墨田区に住民登録がある方
- (2) 自費で産婦健康診査・1か月児健康診査を受診した方

2 助成の対象となる健康診査

- (1) 産婦健康診査 2回分(産後2週間頃、産後1か月頃)
原則、出産後2か月以内に自費で受けたもの(国内の医療機関または助産所)
- (2) 1か月児健康診査 1回分
生後28日から生後41日まで(出生日を0日とする。)に自費で受けたもの
(国内の医療機関のみ)

3 助成上限額

- (1) 産婦健康診査 1回あたり5,000円(2回まで)
- (2) 1か月児健康診査 1回あたり6,000円

実費負担額が助成上限額以内の場合は、実費負担額が助成額となります。

3 申請期限

出産した日から1年以内

4 申請方法

原則、区ホームページからの電子申請(LoGoフォーム)

申請の受付は5月上旬を予定しています。

詳細が決まりましたらホームページで周知します。

区ホームページはこちらです



5 受診する際の注意点

区から対象者の方に配付している（郵送の場合は同封している）「産婦健康診査（2週間・1か月）実施のお願い」と「1か月児健康診査実施のお願い」を受診する医療機関等へお渡しいただき、健診結果を必ず母子健康手帳に記載してもらってください。

6 手続きに必要な書類（提出書類は原則、返却いたしません）

（1）受診した医療機関の領収書及び明細書の写し（明細書はある場合のみ）

（2）親子健康手帳（母子健康手帳）の該当ページの写し（次の～です）

【共通】 「子の保護者」（申請者氏名・生年月日・居住地の記載があるもの）のページ
「出生届出済証明」（出生届出済の証明を受けたもの）のページ
「子の保護者」は「出生届出済証明」と同じページにあります。

【産婦健診】 「出産後の母体の経過」のページ（医療機関が記載したもの）

【1か月児健診】 「1か月児健康診査」のページ（医療機関が記載したもの）

提出書類については、写真撮影したものを添付していただくことを予定していますが、薄くて内容が確認できない場合や文言が一部欠けていて確認できない場合などは、再度提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

7 助成の決定

申請内容に基づき審査を行い助成額の決定後、ご指定の口座へ振り込みます（助成金の振込時期の目安は、別途ホームページでお知らせします）。決定内容は、郵送により通知します。

8 問い合わせ先

墨田区健康推進課母子健康づくり担当 電話：03-3622-9139

助成事業の内容は、事情により変更する場合があります。